

質量販売に関する規制見直しの方向性について

2021年11月4日 経済産業省 産業保安グループ ガス安全室

課題認識

現状 関係法令

現在の液化石油ガス法における質量販売に係る規定については、昭和47年にLPガスの体積販売が制度化されて以降、容器容量や、利用形態、接続方法といった販売条件を規定し、これに応じた安全基準が制定された。

その後、利用形態の多様化や保安機器の改善等、LPガスの質量販売に関する状況変化が生じたことで、保安上の課題が顕在化。

◆ 移動を伴う使用の際の緊急時対応に係る規定について

現行法令では、LPガス容器及び設備を移動して使用する場合、<u>移動先を緊急時対応が可能な範囲(30分以内)</u>に制限しており、キャンピングカーなどでは、上記範囲外での使用を理由に、ガス販売を断られる例が出ている。

◆ 固定使用する際の給排気に係る規定の適用について

現行法令では、質量販売容器をコンロ等簡易な設備で使用することを想定していたため、給排気の基準等がない。近年、屋内設置の小型湯沸かし器が別荘地や過疎地などで使用される事例が生じている。適切なCO中毒事故防止措置がとられなかったことが原因と見られる死亡事故も発生。

◆ <u>移動を伴う使用の際の緊急時対応に係る規定</u> について

規則第13条(書面の記載項)

十 保安機関の名称、住所及び連絡方法

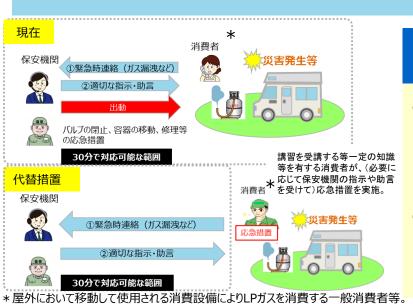
保安業務告示第2条(資格者の数)

- 三 前二号に定めるもののほか、緊急時対応に あっては次に掲げる要件に適合するものとする。 イ (省略)
 - 口 保安業務に係る一般消費者等の供給設備 及び消費設備には原則として三十分以内に 到着し、所要の措置を行うことができる体制を 確保すること。
- ◆ <u>固定使用する際の給排気に係る規定の適用に</u> <u>ついて</u>

技術基準なし

対応方針 1 移動を伴う使用の際の緊急時対応にかかる規定の見直しについて

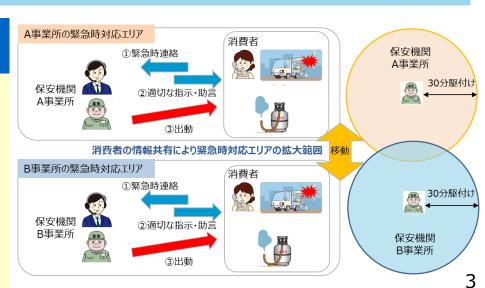
- 現行法令では、保安業務に係る技術的能力として「原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保」することが定められているが、簡易な消費設備を使用する質量販売*においては、保安機関等が駆けつける前に、消費設備の管理責任を負う一般消費者等が、自ら閉栓等で安全に対処する事例が主となっている。 *小容量の容器を使用。消費設備は消費者責任。
- こうした実態を踏まえ、一般消費者等に対し、LPガスの知識向上により、安全かつ確実に消費設備の管理責任を全うすることができるよう促すため、屋外において移動して使用される消費設備によりLP ガスを消費する一般消費者等について、講習等で一般消費者等が一定の知識・技量を有する等を 条件を課した上で、緊急時対応を認めることとしてはどうか。(左図)
- なお、保安機関が緊急時対応を行うケースでも、広域に複数の事業所を展開する保安機関が、新たなテクノロジーである情報管理システムを活用して、自社事業所間で顧客情報を共有することで、 緊急時対応の水準を維持しつつ、より広域でのガスの利用を可能とする方法が考えられる。こうした取組が実施できるよう、関係法令の見直しをしてはどうか。(右図)



業での検討内容* ①保安機関の緊急時対応 範囲外でLPガスを消費 する者への対応(講習 を受講する等一定の知 識等を有する一般消費 者等が、応急措置を実 施)

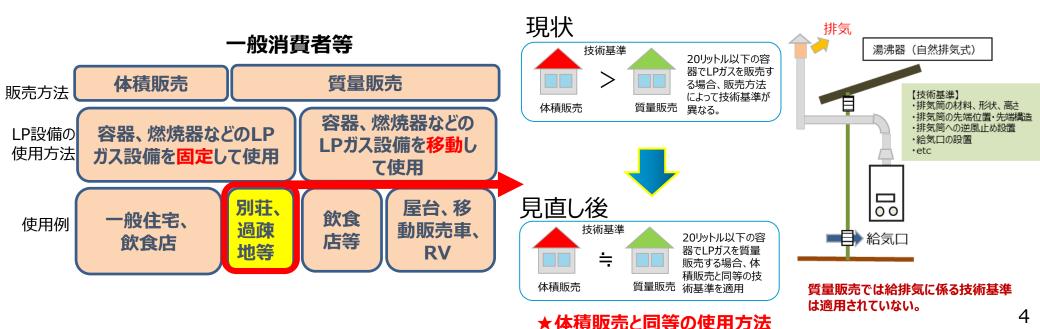
令和3年度委託事

- ②法令で求められている 定期的な設備調査の実 施方法について
- * キャンピングカーの検 討を含む。



対応方針 2 固定使用する際の給排気に係る規定の適用について

- 非定住型の別荘地や過疎地などの住宅では、室内据え付け形式の給湯器が設置されている例が見受けられる。
- 消費者が、質量販売にてガス供給を受ける場合、<u>現行の質量販売に関する法令で給排気に関する基準が無い</u>ことなどにより、<u>不適切な機器の設置による一酸化炭素中毒事故のリスクが高まっている</u>と考えられる。
- ついては、一般的な質量販売であっても、<u>湯沸かし器などを室内で使用してLPガスを消費している場合については、体積販売と同等の技術基準を適用</u>するべく法令を見直してはどうか。
- なお、その際、質量販売に係る現行法令のうち、仮設住宅などを対象とした、規則第44条第2号イでは、体積販売に係る基準と同等の規定となっており、これを参考に検討してはどうか。



(参考) 質量販売に係る保安規制の変遷

昭和47年に体積販売が制度化され、質量販売可能な条件が限定された。その後、対象範囲が拡大されている。

制定·改正年月日	販売方法		接続義務			
	質量販売	体積 販売	質量販売		体積	概要
			移動消費以外	移動消費	販売	
昭和42年12月28日 (制定)	可能	可能	有	無	有	
昭和47年12月6日 (改正)	可能な条件 A、B、C	可能	有	無	有	規制追加 体積販売の制度化(20リットル以下の容器、屋台等 除く。)
昭和50年3月27日 (改正)	可能な条件 A、B、C、D	可能	有	無	有	規制緩和 質量販売の対象範囲拡大(工事現場等)
昭和54年3月31日 (改正)	可能な条件 A、B、C、D、E	可能	有 ※免除可能な条件a	無	有	規制緩和 質量販売の対象範囲拡大(高圧法の販売と不可分 なもの)、接続義務の緩和(内容積8リットル以下)
平成17年3月1日 (改正)	可能な条件 A、B、C、D、E、F	可能	有 ※免除可能な条件a、b	無	有	規制緩和 カップリング付容器用弁を有するものに限り質量販売の 対象範囲拡大、接続義務の緩和

- 【条件A】内容積20リットル以下の容器により販売する場合
- 【条件B】屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等に販売する場合
- 【条件C】大臣が「危険のおそれのない場合の特則」の規定により配管に接続することなく充てん容器を引き渡すことを認めた場合
- 【条件D】販売が特別の事情により一定期間経過後行われなくなることが明らかであると認められた場合
- 【条件E】 販売が高圧ガス取締法(平成9年4月以降は、高圧ガス保安法)の適用を受ける高圧ガスの販売と不可分なものとして行われる場合
- 【条件F】内容積が25リットル以下の容器であって、カップリング付容器用弁を有するものに充てんされた液化石油ガスを販売する場合
- 【条件a】調整器が接続された内容積が8リットル以下の容器に充てんされた液化石油ガスを販売する場合
- 【条件b】内容積が25リットル以下の容器であって、カップリング付容器用弁を有するものに充てんされた液化石油ガスを販売する場合